

法 定 検 査 受 検

20メートル型巡視艇定検修理（2025-30）

仕 様 書

令和8年1月

第一章 一般

- 1 この修理は、船舶安全法、その他関係法令に基づいて施工し、所要の検査に合格しなければならない。
また、検査に関する手続きが必要な場合は、請負者が行い、その検査申請に当たっては、検査職員の確認及び協力を受けて行うものとする。
なお、管海官庁に受理された時は、船舶検査申請書の写しを検査職員及び船舶技術部に提出するものとする。
- 2 この修理の施工に当たっては、監督職員の監督を受け、検査職員の検査に合格しなければならない。
- 3 この修理に使用する材料は、この仕様書で指示する場合を除き、現在使用している材料と同等の品質又はそれ以上のものを使用するものとする。
また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針において、特定調達品目として定められているものにあつては、同基本方針の「判断基準」及び「配慮事項」に適合する材料を使用する。
なお、船舶安全法等の規定により、本基準に従うことが困難な場合にあつては、監督職員の指示により処理するものとする。
- 4 請負者は指示があつた場合は、受検日程等を記載した工程表を監督職員及び船舶技術部に提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 この修理の施工に当たり、撤去品等が発生し、引渡しを要するものは、監督職員の指示に、また、引渡しを要しないものは、関係法令等に従い適切に処理するものとする。
- 6 この修理期間中、本船の保安及び災害防止並びに安全管理については、直接本船乗組員の責めに帰すべき場合を除き、請負者がその責めに任ずるものとする。
- 7 本船乗組員が実施する船体（機関室等各部を含む）整備作業に関しては、必要に応じて請負造船所とその作業内容を調整して実施するものとする。
請負造船所にあつては、本船乗組員が実施する整備作業が工程進行の妨げになる等の場合を除きこれを許容するとともに、整備作業を実施するうえでの安全教育等を実施する必要がある場合にあつては、本船が請負造船所に到着した日に実施すること。
- 8 火気取扱い作業を船内において行う場合は、事前に監督職員等と調整を行うこと。
- 9 この修理期間中請負者は、必要に応じ本船の自活用の電力及び飲料水の供給、船内の酷暑寒冷対策に必要な措置を講じるものとする。
なお、その使用料については、協議のうえ別途契約するものとする。
- 10 この修理期間中請負者は、修理のために必要な、ほう炊及び居住の代替施設を供給するものとする。
- 11 引渡期限 令和 8 年 3 月 10 日
ただし、修理開始日は、令和 8 年 2 月 27 日 以降とする。
修理のための基地出港日は、令和 8 年 2 月 24 日 以降、
基地帰港期限は、令和 8 年 3 月 13 日 とする。
- 12 図書及び検査記録等提出期限は、令和 8 年 3 月 31 日 とする。
- 13 支払いは一括払いとし、検査職員による検査確認後、（※特約条項に基づく変更契約を伴う場合は、請負代金の確定後）速やかに第三管区海上保安本部経理補給部あて請求書を提出すること。

第二章 船体部

1 船体上下架

(1) 主要目

ア	総トン数	: 24.0トン
イ	全長	: 19.80m
ウ	幅	: 4.50m
エ	深さ	: 2.30m

(2) 滞架日数

本修理にかかる滞架日数は5日とし、岸壁使用は5日とする。

(3) 要領等

上架要領図を参照し、船体に歪みを生じないように安全確実に上下架を行う。

2 居住区等の防汚処置

修理仕様に指示する防汚処置のほか、次の防汚処置を本修理開始前に施工し、本修理完了後、同処置の撤去及び掃き掃除を行う。

なお、防汚処置は、ビニールフィルムを使用する。

<場所>

・操舵室、乗員室の床、暴露甲板等	約33㎡
・階段	1箇所
・操舵室椅子	5脚
・乗員室椅子（ソファ）	2個
・乗員室テーブル	1個
・海図台	1個

3 船底保護亜鉛

次の船底保護亜鉛の目視調査を行い、残量が70%未満と見られる保護亜鉛を認めた場合は、第三管区海上保安本部船舶技術部に速報する。

・トランサム	30×150×300 (Zn規格品)	8個
・船尾管	30×150×300 (Zn規格品)	2個
・舵板	25×70×150 (Zn規格品)	4個

注 1)取付け場所、概略の残存率を記録し2部（本部1部、本船1部）を提出する。

2)船尾管ガードプレートの取外し復旧を含む。

4 船底外板

次の要領により清掃及び塗装等を行う。

なお、シーチェスト5個、同付格子、舵、シャフトブラケット及びガードプレートの塗膜不良部手入れ及び塗装を含む。

<清掃及び塗装範囲等>

・塗分線下の外板の清掃及び真水洗い		約 8 5 m ²
・ディスクサンダーによる塗膜不良部手入れ		約 8 m ²
・W/P (ジンクリッチ有機)	タッチアップ×1回	約 9 m ²
・A/C (変性エポキシ HB)	タッチアップ×2回	約 9 m ²
・A/F (加水分解型)	タッチアップ×1回	約 9 m ²
・A/F (加水分解型)	総塗装×1回	約 8 5 m ²

注 1)足場の架設及び撤去は付帯とする。

2)排水パイプの木栓による閉鎖等、排水による外板の水濡れ防止を行う。

3)船底外面の清掃塗装中における防汚処置並びにプロペラ翼及び同軸の塗装中における防汚処置は十分に行う。

4)シーチェスト付格子及びガードプレートは取外し手入れのうえ、塗装完了後復旧する。

5)塗装は塗料製造会社の指導を受け行い、A/Fは船舶構造規則第64条に適合するものを使用し、膜厚は1年仕様とする。

6)使用塗料の製造会社、製品名、製造年月日及び使用量を記録した報告書2部(本部1部、本船1部)を提出する。

5 船側外板

次の清掃及び塗装等を行う。

<清掃及び塗装範囲等>

・塗分線上外板の清掃及び真水洗い		約 5 5 m ²
・ディスクサンダーによる汚損、腐食及び塗膜不良部手入れ		約 5 m ²
・エポキシ系プライマー (ジンクリッチ 有機)	タッチアップ×1回	約 6 m ²
・A/C (変性エポキシ樹脂HB)	タッチアップ×2回	約 6 m ²
・上塗り (ウレタン系)	タッチアップ×1回	約 6 m ²
・船名、識別番号、S字章、JCG章の表示	×2回	一式

注 1)足場の架設及び撤去は第4項による。

2)船名、識別番号の表示塗色は、マンセル記号 5PB3/8 (つや有)を使用する。

3)塗料の製造会社、製品名、製造年月及び使用量を記載した出荷証明書等記録2部(本部1部、本船1部)を提出する。

6 汚物管

船用便器(日立スーパーマリントイレ SMT24 DC24V、2個)及び汚物管(C1201T-0 25φ×約2m、2系統)を取外し、次のとおり整備のうえ復旧する。

(1) 汚物管及び便器の底部を清掃する。

(2) 便器の電動ポンプを取外し、点検、清掃、手入れ、組立て及び復旧する。

(3) サニタリー排出管のスイング逆止弁(25A、2個)及びボールバルブ(25A、2個)を開放、清掃、手入れ及び調整のうえ、パッキンを取替え復旧する。

なお、弁類に不具合等が見つかった場合は、本船又は第三管区海上保安本部船舶技

術部に速報する。

7 清水タンク（置タンク）

清水タンク（FRP製 約300リットル）のマンホールを開放、内部清掃を行い、乗員による点検の後、パッキンを取替えのうえ、アク抜き1回、清水補給のうえ復旧する。

注）水質検査については、別契約により行うため、請負業者の対応は要しない。

8 定期検査受検等

（1）受検記録等

本仕様に基づく船体部の検査記録、計測記録等は取りまとめのうえ製本し2部（本部1部、本船1部）提出する。

（2）舵

両舷の舵を完全に拔出し、清掃、舵軸・軸受間隙計測、受検、パッキン（Xリングニイガタ式 125φ/95φ用×2個/片舷 計4個）を取替え、舵軸及び舵軸管に十分給脂のうえ復旧する。

成績表を2部（本部1部、本船1部）提出する。

（3）膨脹式救命筏

膨脹式救命筏（藤倉ゴム工業製 FRN-SN-15型）1個について、次の整備を行い受検、復旧を行う。

なお、整備記録表2部（本部1部、本船1部）提出する。

- ・ 整備認定業者による法定点検整備
- ・ 外観試験及び漏洩試験
- ・ 実ガス膨張試験（ガスボンベ2本の取替えを含む）
- ・ 安全弁作動試験
- ・ 自動離脱装置（MSK-008型）機能試験
- ・ 乗込台機能試験
- ・ 自動索及びもやい索の交換
- ・ ウイークリンクの交換
- ・ 積付点検

（4）弁類

次の弁を取外し、開放、点検、清掃、手入れ、摺合せ、受検しパッキン取替え、組立て、復旧する。

なお、弁類に不具合等が見つかった場合は、本船又は第三管区海上保安本部船舶技術部に速報する。

ア	サニタリー排出管（スイング逆止弁 25A）	2 個
イ	シンク排水管波止弁（スイング逆止弁 40A）	1 個
ウ	洗面器・クーリングユニットドレン管波止弁（スイング逆止弁 25A）	1 個
エ	第2系統クーリングユニットドレン管波止弁（スイング逆止弁 20A）	1 個

注) サニタリー排出管 (スイング逆止弁 2 5 A) 2 個については本章第 6 項による。

(5) 閉鎖装置等

閉鎖装置、排水装置、消火装置、船灯類、錨、索類、航海用具等を受検、復旧する。

なお、錨、索類、航海用具等の配列及び復旧は乗員作業とする。

第三章 機関部

1 軸系

<要目>

プロペラ

型式	直径	ピッチ	材質	質量	数量	製造所
5翼一体型	770	950	CAC703	88kg	2個	ナカシマプロペラ(株)

プロペラ軸

径×長さ	材質	質量	数量	製造所
φ92/85/83×5,040	TXA208	218kg	2本	榑高澤製作所

両舷のプロペラ及びプロペラ軸について次の修理を行う。

- (1) 両舷のプロペラ及びプロペラ軸を清掃する。(プロペラはバフ仕上げ)
- (2) 各軸受支面材とプロペラ軸の間隙計測及び溝清掃を行う。
- (3) 軸トルク計測を実施する。(中立状態にて上架前、下架後)
- (4) プロペラ用アルミ陽極 2個(80φ×125φ×143)を取替える。(本船支給)
- (5) プロペラ(約 1.12 m²) 2個及び軸露出部(約 0.80 m²) 2軸にプロペラ用防汚塗料(ニューペラクリン PLUS または同等品)を次の要領で塗装する。

・プライマー ×2回

・防汚塗料 ×2回

プロペラ先端については、マスキングし塗装しない。

- (6) 各計測について、計測記録表 2部(本部 1部、本船 1部)を提出する。

2 ビルジポンプ

左舷主機関付きビルジポンプ(日機装エイコー株式会社 FA25-B6RC-K4 5m³/h×15m)

1台を開放、清掃、手入れ、受検、次の部品(本船支給)を取替え、組立調整及び復旧する。

ポンプ開放に伴う配管、敷板の取外し復旧は付帯とする。

【交換部品】

・インペラ(JN8-MRC) 1個

・Oリング(S3K-DRB) 1個

3 船底弁

次の船底弁を開放、清掃、摺合せ、受検のうえグランドパッキン取替え、復旧する。

(2) については本船支給する船底弁(5K-25A 1個)と交換する。

(1) 主機関用(左右舷用)(バタフライ弁)	10K-100A	2個
(2) 補助発電装置用	5K-25A	1個(本船支給)
(3) 空調装置用	5K-32A	1個
(4) 消防ガソリンポンプ用(バタフライ弁)	10K-80A	2個
(5) 船尾管軸封装置用	5K-15A	2個

なお、バタフライ弁は取外しの上、開放、内部清掃、ディスク及びシートリングを点検する。

ただし、船底弁の取外しに伴う、主機関用及び消防ガソリンポンプ用吸入管各 1 本の脱着は付帯とする。(パッキンの取り替えを含む。)

4 機関関係置タンク

<要目>

燃料油タンク (1,400 リットル×2 個)

(1) 燃料タンクのマンホール (1,400 リットル×2 個) を開放、内部清掃、受検、復旧する。

(2) マンホールパッキン (NBR 3t 600D×510dφ×PCD560φ 12φ-32 穴×2 個) を取替える。

(3) 下記付属諸弁を開放、清掃、手入れ、摺合わせ、受検、パッキン等取替のうえ復旧する。

ア 取出弁 (非常遮断機構付き) 5K-32A 2 個

イ 油面計元弁 5K-15A 2 個

(4) 残油約 2,500 リットルを陸揚げ、適正に保管し、上記整備後に積み込む。

5 受検記録

(1) 両舷主機関及び補助発電原動機の効力試験を受検する。

(2) 左舷主機付きビルジポンプ及びウイング式ビルジポンプ (手動 25A) によるビルジ吸引の効力試験を実施し、受検する。

なお、ウイング式ビルジポンプについては、開放、清掃、点検、受検、復旧する。

(3) 燃料タンク非常遮断弁の効力試験 (操作は乗員による) を受検する。

(4) 本仕様に基づく検査及び計測記録を 2 部 (本部 1 部、本船 1 部) 提出する。

6 空調装置

冷房装置について、次の整備を行う。

(1) 第 1 系統コンデンシングユニット (型式 DEM16-1161-410A : 2 台) 及び第 2 系統コンデンシングユニット (型式 DEM8-1161-410A : 1 台) の熱交換器薬品洗浄を次のとおり行う。

配管の取外し、復旧並びにパッキンの取替えを含む。

【薬品洗浄】

・ポンプによる循環洗浄。

・洗浄時間は約 30 分～60 分とし、汚損の程度により調整する。

・使用薬品

洗浄剤 : ダイヤフラッシュ C-20 ×10 kg (約 10 倍希薄で使用)

中和剤 : スタイン NL-2 × 5 kg

硫酸第1鉄粉 インヒビター剤 (1ppm 濃度) 100 g

または同等品以上

・使用薬品は適法に処分する。

(2) 冷媒系統の漏洩試験を行う。

(3) 制御系統

ア 各端子の緩みを点検、増締めを行う。

イ パワーリレー、コントロールスイッチ、パワートロンのリレー、プリント基板等の作動確認を行う。

(4) 下記クーリングユニット及びドレン管を清掃する。

ア 第1系統クーリングユニット

操舵室 (TVE16-1161-410A 型) 1台

前部乗員室 (TVE12-1161-410A 型) 1台

後部乗員室 (TVE4-1161-410A 型) 1台

イ 第2系統クーリングユニット

前部乗員室 (TVE8-1161-410A 型) 1台

化粧板等の取り外し、復旧、通水試験は付帯とする

(5) 整備終了後に試運転を行い、各装置が良好に作動することを確認する。

本船所有の点検記録簿の作成を含む。

7 諸修理

(1) 諸弁

監督職員の指示する次の弁について、現装に倣い請負造船所手配の上交換する。

交換に伴う床板の取外し復旧、付属配管の取り外し、復旧、パッキンの交換、通水試験等は付帯とする。

・左舷軸封装置海水取入弁 (KITS グローブバルブ 15A BC 呼び圧 150 同等品以上) 1個

・軸封非常送水弁 (KITS ゲートバルブ 15A BC 呼び圧 125 同等品以上) 1個

・空調冷却水ポンプ入口弁 (KITS グローブバルブ 25A BC 呼び圧 5K 同等品以上) 1個

・第1系統-2空調装置海水吸入弁 (KITS グローブバルブ 15A BC 呼び圧 150 同等品以上) 1個

・便所海水洗浄吸入弁 (KITS スイング逆止弁 20A BC 呼び圧 5K 同等品以上) 1個

(2) 給油口

監督職員が指示する給油口のパッキン (NBR 3t×59φ×47φ) 2個を現装に倣い作製の上取り換える。

第四章 電気部

1 絶縁抵抗測定

電気機器及び電路の絶縁抵抗の測定及び受検する。

(露出金属部及び金属被覆の接地確認を含む。)(記録表 2 部提出)